

平成 20 年度 第 1 回 岸和田市障害者施策推進協議会 会議録

会 議 名	第 1 回 岸和田市障害者施策推進協議会
日 時	平成 20 年 9 月 24 日 (水) 午後 1 時 ~ 3 時 30 分
場 所	岸和田市役所別館 3 階 上下水道局会議室
出席委員	松端委員、池添委員、谷口委員、竹内委員、岩佐委員、寺田委員、 松藤委員、青山委員、板原委員、山本委員、和中委員、川口委員、 小八ヶ代委員、尾崎委員、宮園委員、山内委員、松谷委員、小林委員、 小笠原委員 以上 19 名
欠席委員	大谷委員 以上 1 名
事 務 局	岡本保健福祉部長、高田障害福祉課長、 小林障害福祉課参事、鶴田囑託員
傍聴人数	1 人
次 第	1 開会 2 委員委嘱状交付 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 市長挨拶 6 議事 (1) 会長の選出について (2) 会長代理の指名について (3) 第 2 次岸和田市障害者計画の進捗状況について (4) 岸和田市障害福祉計画の見直しについて 7 報告 (1) 障害者自立支援協議会の設置について (2) 障害者就業・生活支援センター事業への参画について (3) 福祉総合センター等敷地活用検討について (4) 医療費補助助成制度の検討について 8 閉会
配布資料	資料 1 岸和田市附属機関条例 (抜粋) 資料 2 岸和田市障害者施策推進協議会規則 資料 3 障害者施策の現況等 (平成 19 年度資料) 資料 4 障害福祉計画状況調べ (平成 20 年 3 月末現在) 資料 5 - 障害者自立支援協議会の設置について 5 - 障害者就業・生活支援センター事業への参画について 5 - 福祉総合センター等敷地活用検討について 5 - 医療費補助助成制度の検討について

	その他 障害者施策推進協議会委員名簿 第2次岸和田市障害者計画・第1期岸和田市障害福祉計画
--	--

【議事内容】

(1) 会長の選出について

委員から事務局一任という意見と、前回同様松端委員にお願いしたいと意見があり、委員全員に会長を松端委員とする承認を受ける。

会長：幅広く岸和田市における障害者施策について議論できればと考えています。

18年度に障害福祉計画が自立支援法を受けて策定されていますので、今回は障害福祉計画の見直しの時期になっています。障害者計画は障害者基本法に基づく総論的な計画と具体的なサービスの数値目標を盛り込んだ障害福祉計画で根拠法規が2本立てである。そのなかで障害福祉計画見直しとなっています。18年に策定し1年置いて今年度見直しということで間がないので見直しといっても岸和田市の整備、進捗状況を踏まえながら修正する点があれば、修正を加える。あるいは障害者虐待の防止の法整備・権利擁護等もみなさんの意見も聞きながら進めたい。

(2) 会長代理の指名について

会長より会長代理に大阪体育大学大谷委員を、議事録の署名に竹内委員、松谷委員を指名、委員全員の承認を受ける。

(3) 第2次岸和田市障害者計画の進捗状況について

(資料3に基づき事務局から説明)

(4) 岸和田市障害福祉計画の見直しについて

(資料4に基づき事務局から説明)

会長：自立支援法の大きな問題としては 施設の日中活動のサービスを生活介護・自立支援・就労移行支援・就労継続支援 A 型・B 型に分けてしまっている。入所施設であっても昼間の事業は何らかの事業を選択しないといけない。岸和田市内ではまだ旧法体制のまま移行が進んでいない。施設のサービス・在宅福祉サービス・グループホーム・ケアホームの整備がある。また、地域活動支援事業は岸和田市独自に展開するものである。利用料の問題はあるが、7月の見直しで低所得者の自己負担額が下がっている。

委員：相談支援(サービス計画作成費)の件で、障害のほうのケアマネがないので各事業所のサービス提供責任者、ヘルパーの責任者がサービス計画作成を行っているため、利用者と事業者との間で問題が起こっている。ケアマネを置かなくてはならないと言いながら19年度実績では、利用人数の実績値が0である。具体的に市のほうで自立支援のケアマネがないということなのか。

- 事務局：19年度計画の実績値としては、0ということになっている。サービス計画作成については入所されていた方が退所されるだとか、入院の方が退院されるとか、生活を送る上で大きな変化のあるかたに計画作成を行う。現況としてはサービス事業所の方がサービスプランを立てていくという状況だと理解している。大阪府内でも実績があまりない。
- 会長：障害系のサービスについては、相談によりヘルスケアマネジメント的なことを行う。サービス計画作成費の対象になる方を狭く限定しているので誰が対応するかも限定されている。使い勝手が悪い。対応する側のケアマネの要請が充分でないということなのか。
- 委員：自立支援法をケアマネが把握できていない。誰に相談したらいいかわからない。介護保険法のケアマネと自立支援法のケアマネとの話し合いで利用者の方のケアをしていく必要がある。現場で問題になっているのは、自立支援法のサービスの使い方をよく知っている人と そうでない人に差がある。誰に相談したらいいかわからない。提供責任者がどれだけ自立支援法を把握しているか。提供責任者と利用者との関係があいまいで混乱をきたしている。岸和田市において自立支援法に向けたケアマネをひとり置いてサービスの相談・対応が出来ないか。
- 会長：相談支援事業をどのようにしていくか。自立支援協議会がどのような役割をはたしていくか。ケアマネジメントをどのように位置づけるか。今回の見直しで検討していく。
- 委員：高齢者のケアマネはしっかりしているが、障害の相談支援事業はあるが縦割りになっていてコミュニケーションができていないのが問題点ではないか。自立支援協議会を設置して具体的に活動させることによってケアマネと相談支援センターが連携するとかわるのではないか。
- 会長：地域活動支援センター・通所の各種施設・各種事業所が実質は相談・生活を支えている。実態として日中活動のサービスを利用されている方、在宅でサービスを利用されている方など幅はあるが、網の目からこぼれ落ちていて誰にも相談できていない人・ひとつのサービスも利用できていない人の相談支援の仕組みをどのように作るか。自立支援協議会の機能をどのように評価していくか。
- 委員：地域移行の問題と地域活動、個人給付でない部門は、財源・財政的な問題が経営のほうではあるのではないか。この問題を主としてどう解決していくのか。地域移行をすすめるかどうかというと、私どもの社会福祉法人では、50名の入所施設を地域移行すべきだと来年度40名に減らして一人部屋を確保するなど大規模改善を行う。そこから向こうが考えられなく、ケアホーム・グループホームの整備にあたっては、推進する施策がないと

今の入所施設は人的支援も大事だが、地域に移行できないという状況がある。既にある日本家屋では利用するのは難しい。新たな整備をするのが必要になってくる。市街化調整区域にケアホーム・グループホームを新たに造っていけるように、市のほうで検討できないか。

会 長：グループホームやケアホームを配置・整備しやすい環境整備。公営住宅を利用してグループホーム化を図っていく。新築のグループホームを建てる
ときの補助、増改築時に補助、家賃補助など独自の補助など、地域移行する
ときの住まいが必要となってくる。

会 長：続いて、岸和田市障害福祉計画の見直しについてお願いします。

事務局：20年度中に第1期障害福祉計画の見直しを行い、21～23年度における3カ年計画の第2期の障害者計画を作成。見直しについては、障害者のニーズの把握の手法としましては、障害者団体、事業者等のヒアリングを考えており、数値目標につきましては、18年度、19年度及び直近の実績値をふまえながら考えていきたい。それと、大阪府の指導をいただきながら取り組んでいきたいと考えている。

会 長：数値目標については、実績値をふまえながらどのように見直すのか。あるいは数値目標とかなり隔たりがある場合は、推進するためにどのようにすべきかとの議論になる。他市ではアンケートを行っているが岸和田市では18年度に行ったので、各種関係団体にヒアリングを通じて自立支援法になってどのように暮らしが変わったのかを含めて計画の見直しを進めていく。自立支援法については流動的で特に国の動向があり、見直しがあるかもしれないが作業を進めていくことになる。

委 員：精神障害者の課題ですが、自立支援法の大きな柱である3障害の1元化が行われ、精神障害者の当事者・家族の声がようやく国に届いたということだけのことであって施策は遅れている。国、都道府県に大きな声を上げている。岸和田市独自の福祉手当等、精神だけがはずれているという状況である。

会 長：精神障害の方はどちらかというと医療の対象で、福祉のサービスは遅れていた。障害者基本法以降、精神障害も障害施策に含める改革がすすみ、また自立支援法で3障害を進めるということだが、それでもサービス利用をみてもガイドを使えなかったり、偏見についても特別な偏見があったり、経済的な問題もあるので検討していく。

委 員：P19の各種給付金のあり方に関する検討に精神障害のある人も入るように検討していただきたい。

委 員：P22で障害の予防と早期発見の充実とあるが、リラックス体験は早期発見にはつながらない。精神障害の病気は 中学・高校に発病することが多い。早期発見に大切なのは周りや本人が気づいて、早めに医療機関にかかる事、

先生方が精神障害の発病について、もっと知ることが早期発見につながるのではないかと。広報には定期的に精神障害の病気についてどんな症状なのか掲載して1年に1回でいいから精神の相談日を載せてほしい。

P42の障害者の雇用ですが、精神障害者は長時間や長期間は難しいということで障害者採用は、パートなどの短期間の雇用になる。

障害者のスポーツ施設の充実とありますが、サン・アビの体育館の雨漏りや器具が壊れている。

会長：精神障害の発見・予防について、学校教育との関係で学校についての教育活動をきっちりするべき。特に、学校での対応が重要と考える。精神障害の雇用について精神の方の雇用の推進について具体的な施策を考える。サン・アビの設備や器具についても計画にいれて反映できればと考えている。

会長：年度内にまだ数回予定していますので、今日の資料と皆さんの活動など次回以降、論議いただければと考えている。あと、報告事項が4点あります。

【報告】

(1) 障害者自立支援協議会の設置について

(資料5 - に基づき事務局からの説明)

会長：自立支援協議会が設置されるとケアマネが機能することになる。施策推進協議会との違いは、より具体的なテーマを取り扱う。他市では、就労支援部会、権利擁護部会とかがある。

委員：相談を身近に簡単に受け付けるができる環境が少ない。どこに、誰に、話したらいいのか困っている現状がある。新しい協議会をつくることはいいことだ。障害の種別の方々の声が吸収できるようなそんな場所になるようにしていただきたい。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業への参画について

(資料5 - に基づき事務局からの説明)

(3) 福祉総合センター等敷地活用検討について

(資料5 - に基づき事務局からの説明)

(4) 医療費助成制度の検討について

(資料5 - に基づき事務局からの説明)

委員：市長に是非とも医療費の助成PT案に反対して欲しい。当事者とその家族のことを考えて自己負担1割については、絶対反対の声をあげてほしい。特に精神障害者の場合は医療費という点で深刻な状況にあることをわかって欲しい。

会長：市長として基本的には反対の声を上げていただきたい。具体的にそろそろ結論が出るのではないかと。

委員：精神障害の人にも新しい障害者の活動の場として 社協・福祉センターで

活動ができるように。

会 長：福祉センターは指定管理者の制度で、社協が管理しているが、京都府の社会福祉会館はM Kタクシーが運営。今後、色々な所が手を上げることも予想される。具体的な運営機能を検討していく機会が必要である。

委 員：OKマークをご存知ですか「障害者・高齢者用トイレあります」マップ作りを社協、福祉課、企画課、市民の方と取り組んでいる。一般企業にもお願いしている。

交通バリアフリーの中で、重度障害者タクシー料金助成事業というのがあるが、タクシーを利用する時だけでなく、障害者本人が自力での運転する時・障害児の保護者が車を運転する時の助成はないのか。他県ではガソリン代の助成を行っている。岸和田市は助成しないのか。

防災の件で、今年から名簿を各町会長でも保管することになります。非常に登録者数が少ない。名簿の取り方はどうなっているのか。地域の誰が援護してくれるのか。市職員がどこまで援護してくれるのか。いざという時に、はっきりとしたビジョンが見えていない。地域の自主防災会が大切である。いつ来るかわからない災害に備え、早急に防災訓練して欲しい。

会 長：待ったなしの災害に備え、早急に考えていく必要がある。この協議会は年度内にあと2回を予定している。12月～1月に1回、2月～3月に1回を予定している。これもちまして、閉会とする。

本会議録に相違ないことを認め署名する。

会 長

署名委員

署名委員